

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月5日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 高野 滋也

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

保護用ファイアウォール機器の賃貸借 1台

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (4) 納入場所

神戸市中央区下山手通4-18-2（兵庫県道路公社 本社）

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 当該調達の入札公告日において、物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

- (5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

### 3 入札の参加申込及び入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-18-2（兵庫県公社館 5階）

兵庫県道路公社 総務部 経理課

電話番号 (078) 232-9632 FAX (078) 232-9640

- (2) 申込書の受付期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年1月21日（水）午前11時30分から 兵庫県公社館 1階 大会議室

- (4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通過

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

契約金額（月額賃貸借料×契約月数）の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本入札について2通以上した入札ではないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理

人をした者の入札ではないこと。

- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者。

(5) 無効とする入札

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。